

終戦連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十年九月二十二日京都市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡京都市事務局ト呼稱ス  
終戦連絡京都市事務局ハ米國第六軍ノ管轄區域ト同ジキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供設置、各種ノ便宜供與及其他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戦連絡事務局機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク  
昭和二十年九月二十二日 外務大臣 吉 田 茂

### 三、聯合國進駐軍ノ經費ニ關スル件

#### 第一、經費支辨ノ方法等

聯合國進駐軍ノ經費ハ左ノ方法ニ依リ支出スルコトトセリ  
一、進駐軍ニ物資、施設、勞力等ヲ提供スル爲ノ經費（第二、一参照）  
ハ日銀本店ノ終戦連絡中央事務局ノ勘定ヨリ所要地ニ送金シ其ノ地ノ事務擔當者ヨリ支拂フコト（但シ東京都ノ分ハ右勘定ヨリ直接支拂フコト）  
（一） 經費支辨ノ事務ニハ其ノ地ノ地方廳、地方事務局又ハ連絡委員會ノ何レカカ當ルコトトシ各地毎ニ擔當當局ヲ至急決定スルコト  
（二） 事務擔當者トハ經費支辨ノ擔當當局ヲ代表シテ其ノ實務ニ當ル責任者ヲ指スコト  
（三） 事務擔當者ハ所要經費ノ用途、使用地、金額等ノ概要ヲ具シテ中央事務局ニ對シ資金ノ前渡ヲ求ムルコト  
（四） 中央事務局ハ（三）ノ要求ヲ大藏省外資局ニ連絡シ日銀ハ外資局ノ指示ヲ受ケテ所要地ノ取扱銀行（日銀支店又ハ代理店）ニ在ル事務擔當者ノ勘定ニ所要金額ヲ送金スルコト  
（勘定未タ無キトキハ取扱銀行ハ事務擔當者名義、官職氏名ヲ以テ

スルモノノ預金勘定ヲ起スコト）  
（五） 日銀ハ（四）ノ送金手續ヲ終了スルト共ニ之ヲ中央事務局ニ通知スルコト  
（六） 取扱銀行ハ（四）ノ送金ヲ入金スルト共ニ之ヲ當該事務擔當者ニ通知スルコト  
（七） 事務擔當者ハ經費支辨ニ際シテハ進駐軍ヨリノ供出命令又ハ註文ノ書類（責任者ノ記名アルモノ）及支拂ノ受取書ヲ徴シ置キ經理ノ内容ヲ明ニシ置クコト  
尙請負等ノ契約ニ際シテハ事務擔當者自身契約者トナリ契約書アル場合ハ之ヲ保存シ置クコト  
（八） 事務擔當者ハ毎月末其ノ月中ノ經理ニ關シ左ノ形式ノ報告書二通ヲ作成シ終戦連絡中央事務局長官ヲ經テ大藏省外資局長ニ提出スヘシ

大藏省外資局長宛 年 月 日  
終戦連絡中央事務局長官  
聯合國進駐軍ノ爲ノ經費支辨報告書（昭和 年 月分）  
（取扱銀行 事務擔當者）

月 日	受入金額	支拂金額	残 高	支拂先	摘 要

0194

二、進駐軍ノ人件費等之ニ提供シアル軍費ヨリ直接支拂フモノ(第二ノ二参照)ハ日銀本店ノ司令部勘定ヨリ所要地ニ送金シ其ノ地ノ進駐軍ヨリ支拂フコト

(一) 終戦連絡中央事務局ハ進駐軍側ヨリノ要求ヲ大藏省外資局ニ連絡シ日銀ハ外資局ノ指示ヲ受ケテ所要地ノ取扱銀行(日銀支店又ハ代理店)ニ在ル軍側ノ勘定ニ所要金額ヲ送金スルコト

(二) 日銀ハ(一)ノ送金手續ヲ終了スルト共ニ聯合軍司令部ニ之ヲ通知スルコト

(三) 地方取扱銀行ハ(一)ノ送金ヲ受クルト共ニ其ノ地ノ進駐軍ノ支出擔當官ニ之ヲ通知スルコト

第二、經費支辨ノ區分

一、日銀假勘定(終戦連絡中央事務局名義)ヨリ支出スヘキ費目左ノ如シ

(一) 個人的「サーヴィス」以外ノ人夫雇備ノ場合ノ勞賃

(二) 事務所、宿舍及家具、什器等ノ賃貸料(建物ニ附帶スル「サーヴィス」人員ノ給料ニシテ二、ノ(一)ニ該當セサルモノハ賃貸料ニ含メテ計上スルモ可)

(三) 事務所、宿舍等ノ大規模ナル修理改裝費用

(四) 野耕地等ノ爲ニスル土地ノ地代

(五) 個人的「サーヴィス」以外ニ屬スル物資調辨及運輸等「サーヴィス」提供ノ代價

(六) 宿舍及土地提供ニ伴フ移轉料立退料

尙二、ニ掲クル費目ニシテ先方ニ於テ支拂ヲ肯ンセサル場合ハ支拂ノ項目及金額ヲ先方ノ軍ニ通告シタル上立替支拂ヲ爲シ置クコト

二、進駐軍ニ提供シアル軍費(進駐軍自體ノ勘定)ヨリ支拂方措置スヘ

キ費目左ノ如シ

(一) 將校宿舍ニ於ケル管理人、個人的使用人及通譯等雇入ノ給料、洗濯代等個人的「サーヴィス」ニ屬シ各項目少額ニシテ件數多キモノ

(二) 宿舍ノ修理費等ニシテ少額ノモノ

(三) 各個人ニ屬スル「ホテル」代

(四) 米軍兵士等ノ徵發又ハ掠奪其他ノ不法行爲ニ對スル賠償金

三、一、二、ノ何レニ屬スルヤ不明ナル費目ニ付テハ中央事務局ニ相談アリ度キモ其ノ餘裕ナキトキハ一、ヨリ支出シ置クコト

尙處理濟ノモノ及從前ノ措置ノ繼續ニ依ルモノニシテ急速ノ切替困難ナルモノニ付テハ一、二、ノ原則ニ依ルコトナク之ヲ容認スルモ已ムヲ得スト認ム

第三、經費支辨ニ關スル注意

一、本經費ハ將來聯合國ニ對スル賠償金ノ一部トナル可能性多キニ付其ノ點ヲ考慮シ一般國費ヨリ支辨スベキモノト混同セサルコト(聯合國軍進駐ニ伴フ地方廳、地方事務局連絡委員會自體ノ經費モ國費ナルコト勿論ナリ)

二、物資調達ニ付テハ極力小部隊ニ依ル徵發行爲ヲ避ケシムル様大ナル單位ニ於テ需要量ヲ定メシムルコト

三、本經費支出ノ單價ハ第二、(經費支辨ノ區分)ノ一、ニヲ通シ各費目共價格ノ基準ヲ委員會ニ於テ把握シ需給ノ出合價格ノ統一ヲ亂スコトナキ様努力スルコト

尙公定價協定價アル場合ハ之ヲ原則トスベキハ無論ナルモ實際取得ノ爲之ニ依ルコト不可能ノ場合ハ市場ノ通り相場ヲ斟酌シテ適當ニ定

ムヘキコト(此ノ場合ハ通り相場ノ低落ニハ常ニ追隨シ得ル様措置スルコト)

(一) 勞賃ニ付テハ地方廳ノ意見ヲ中心トスヘキコト

(二) 貸貸料、借地料等ニ付テハ地方廳ト協議シ要スレハ専門家(勸業銀行等)ノ意見ヲ徵スルコト

(三) 移轉料、立退料ハ強制疎開等ノ例ニ依リ適正ニ決定スルコト

(四) 個人的「サーヴィス」ニ屬スル給料等モ他ノ價格同様適正ヲ圖ルコト

(五) 自動車運輸港灣作業等ノ「サーヴィス」料ニ付テハ運輸省當局ノ意見ヲ中心トスベキコト

(六) 進駐軍ヨリ原料ヲ提供シテ製造スル物資ノ代價ハ其ノ原料ノ價格ヲ控除シテ之ヲ定ムベキコト

第四、間接税ニ付テ

一、進駐軍ノ各種ノ支拂ニ關聯シ物品税遊興飲食税等ノ間接税ヲ之ニ賦課スルヤ否ヤガ問題トナリ多少ノ紛争ヲ生ジタル地區モアル處此ノ問題ニハ本邦ハ從來ヨリ列國外交官ニ對シテモ一樣ニ課税シ來リ(輸入税ハ免除セルコト勿論ナリ)シ程ナレバ進駐軍ニ對シテモ課税ヲ原則トスベシ但シ無用ノ摩擦ヲ生ゼヌ様注意ヲ望ム

二、進駐軍自體ノ經營ト認ムベキ宿舍内部ノ經理ノ如キハ此ノ種課税ノ對象トハナラズト認ム

三、既ニ免税ヲ容認セル地區又ハ納税ヲ要求シテ紛争ヲ生ジタル地區ハ特ニ注意シテ摩擦ヲ避ケ課税ヘノ切替ニ適當ノ機會ヲ把握スルヲ要ス

第五、經費支辨ニ關スル當面ノ問題

一、第二、ノ一、ノ經費ニ付テハ、各地事務擔當者ノ官職氏名及差當リ前渡ヲ必要トスル金額(不明ナル場合ハ駐屯兵一名ニ付一〇〇圓トシテ計算シ置クコト)ニ付テハ既ニ電信ヲ以テ照會セル處ナリ貴地ノ分可及的速ニ回答アリ度シ

二、各地府縣廳等ニ於テ是迄既ニ立替拂セル經費ニ付テモ其ノ金額ヲ同ジク電信ヲ以テ照會セリ尙左ノ如ク措置セラレタシ

(一) 右ノ立替拂ニ對シテハ事務擔當者ハ新規ノ支拂ト同様ノ手順ニ依リ取扱銀行ヲ自己ノ勘定ニ入金ヲ得テ此ノ勘定ヨリ從來ノ立替者ニ支拂フコト

(二) (一)ノ支拂ニ際シテハ第一、(經費支辨ノ方法等)ノ一、ノ(七)ト同様ノ證書類ヲ徵取シ取揃ヘ置クコト

四、通譯ノ身分及待遇ニ關スル件

(昭和二〇、九、一二各省連絡委員會打合事項)

一、身分 常勤者ハ外務省囑託(奏任待遇若シクハ判任待遇)又ハ雇トス

二、給與 臨時勤務ノ者ハ外務省臨時囑託又ハ雇トス

本人ノ經歷、能力等ヲ勘案シ最低一〇〇圓、最高二五〇圓ノ月給ヲ給ス

右ノ外勤務振ニ應シ適當ノ精勤手當ヲ給ス

東京以外勤務ノ場合ハ宿舍食料或ハ其等ノ費用ヲ給與スルコトアルヘシ

尙臨時勤務ノ者ハ日給制(五圓―拾圓)トシ實働日數ニ應シ給與ス

三、支拂地 東京及東京附近ハ中央事務局ニ於テ他ノ地域ハ現地各機關ニテ支拂フモノトス